

## いきいき県民カレッジ「成果活用促進」実施要項

- 1 趣 旨 「成果活用」型の活動を啓発・支援する仕組みを「いきいき県民カレッジ」のシステムに加えることで、循環型生涯学習社会の実現を目指す。
- 2 主 催 新潟県教育委員会
- 3 対象者 原則として新潟県内に在住し、成果活用の単位認定対象活動に、指導者や運営スタッフとして参加している者のうち、単位認定を希望する者。  
ただし、事業を主催する機関の職員は除く。
- 4 組 織
  - (1) いきいき県民カレッジ本部（県立生涯学習推進センターに置く）
    - [構成] 学 長：県知事  
事務局長：県立生涯学習推進センター所長  
事務局：県立生涯学習推進センター
    - [役割] ・広報等による周知、情報提供  
・奨励証交付等の運営に関わる全般の事務
  - (2) 実施機関
    - [種類] 新潟県、新潟県教育委員会、各市町村教育委員会、各市町村生涯学習担当部局、公民館、市町村立小・中・特別支援学校、その他希望する公共機関等
    - [役割] ・単位認定対象活動の住民への広報並びに本部への報告  
・「活用手帳」の配付  
・単位の認定（スタンプの押印等）  
・活用手帳配付数の報告
- 5 単位認定対象活動の基準、単位の認定、奨励証の種類
  - (1) 単位認定対象活動の基準 「学びの成果活用」という視点に立脚し、「学びを広げる活動」及び「学びをつなげる活動」を対象とする。

- ・ 「学びを広げる活動」とは、学んだ成果を生かすことで自身の学びが一層充実し、次の学びへ発展する活動。
- ・ 「学びをつなげる活動」とは、他の人の学びにつながったり、刺激を受けた人が自分も学び始めてみたいという意欲につながったりする活動。

- ① 単位認定対象活動  
各実施機関が認めるもの  
(具体例)
  - ア 学校支援活動  
(ゲストティーチャー・外部講師等としての学校教育活動支援及びそれに準ずる活動)
  - イ 教育委員会が主催する事業における活動  
(放課後子供教室、土曜学習、地域未来塾及びこれらに準ずる活動)
  - ウ 公民館・コミュニティセンター・児童館・青少年教育施設等が実

施する事業における活動

(学習講座や研修等の講師や運営スタッフ及びこれらに準ずる活動)

エ 県立生涯学習推進センターが主催する事業における活動

(ボランティアスタッフ及びこれらに準ずる活動)

オ 県立・市町村立図書館が実施する事業における活動

(読み聞かせボランティア及びこれらに準ずる活動)

カ その他、実施機関が行うボランティア活動

② その他

「いきいき県民カレッジ」事務局が不相当と認めるものは除く。

(2) 単位の認定 1時間の活動を1単位として認定する。

(3) 奨励証の種類 一定単位を取得し申請した者に奨励証を交付する。

25 単位：鳥屋野潟賞 50 単位：笹川流れ賞 100 単位：美雪賞

150 単位：信濃川賞 200 単位：翡翠賞 250 単位：学長賞

## 6 内 容

(1) 単位認定対象活動報告

① 本部は、各実施機関に単位認定対象活動の報告を依頼する。

② 報告の時期は、年間随時とする。

(2) 活用手帳の配付と単位の認定

① 本部は、各実施機関へ活用手帳及び単位認定用スタンプ、シールを配付する。

② 実施機関は、活用手帳・スタンプ・シールの必要数を本部に申し出る。

③ 実施機関は、成果活用の単位認定対象活動に、指導者や運営スタッフとして参加した者の中で希望する者に活用手帳を配付する。

④ 実施機関は、活動実施時に1時間を1単位としてスタンプの押印(シールの貼付)により、単位を認定する。30分以上1時間に満たない活動については、切り上げて1単位と認定する。また、30分未満の活動に関しては原則単位認定対象にはしないが、日々の活動を合算して認定することも可能とする。

その他、不明な点は本部と協議するものとする。

(3) 奨励証の申請と交付

① 所定の単位を取得した場合、希望する者の申請に基づいて、学長名での奨励証を交付する。

② 奨励証の交付を希望する者は、活用手帳に添付の書類により本部へ申請を行う。なお、各実施機関を通じて行う場合についても、同様とする。

(4) その他

各実施機関は、本部の求めに応じ、活動内容等の情報提供を行う。

平成29年10月30日制定

平成30年4月1日改定

令和2年4月1日改定